

第三十一回 参議院内閣委員会會議録第十三号

昭和三十四年三月十七日(火曜日)午前十一時十二分開会

委員の異動

三月十三日委員下條康磨君、前田佳都男君、小澤久太郎君及び松野孝一君辞任につき、その補欠として佐藤清一郎君、大谷藤之助君、苦米地義三君及び増原恵吉君を議長において指名した。本日委員苦米地義三君辞任につき、その補欠として前田佳都男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

松岡 平市君
山本 利寿君
千葉 信君
田村 文吉君

委員

大谷藤之助君
佐藤清一郎君
堀木 謙三君
前田佳都男君
伊藤 顕道君
横川 正市君
八木 幸吉君

国務大臣

法務大臣 愛知 揆一君
大蔵大臣 佐藤 榮作君
国務大臣 青木 正君

政府委員

経済企画 河本 敏夫君
政務次官 宮川新一郎君
経済企画 長官官房長 浅村 廉君
経済企画 合開発局長

法務政務次官 木島 虎藏君
法務大臣官房 津田 實君
法務調査部長 渡部 善信君
法務省矯正局長 岸本 晋君
大蔵省主計 岸本 晋君
局給与課長 廣瀬 正雄君
郵政政務次官 上原 一郎君
郵政大臣官 房文書課長

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○自治庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○経済企画庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(千葉信君) それではこれより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動がございました。去る三月十三日前田佳都男君、小澤久太郎君、下條康磨君及び松野孝一君が辞任され、その後任として大谷藤之助君、苦米地義三君、佐藤清一郎君及び増原恵吉君がそれぞれ委員に選任されました。ついで本日苦米地義三君が辞任され、後任として前田佳都男君が委員に選任されました。

以上、御報告いたします。

○理事(千葉信君) それではこれより議事に入ります。

まず、衆議院送付にかかる内閣提出法律案二件につきまして順次提案理由の説明を聴取いたします。

自治庁設置法の一部を改正する法律案について説明を求めます。

○国務大臣(青木正君) ただいま議題となりました自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

今回の改正は、地方公共団体の財務会計制度に関する重要事項を調査審議するため、自治庁に、附属機関として、臨時に、地方財務会計制度調査会を設置しようとするものであります。

地方自治法が制定されて以来、地方制度は漸次整備されて参つておりますが、地方自治運営の合理化及び能率化につきましては、なお、努力し、改善しなければならぬ点が少なくないものであります。なかんずく、現在の地方公共団体の財務会計制度は、ほとんど、市制、町村制、府県制当時のままでありまして、今日の実情に沿わない個所も出てきており、合理的、能率的な財務会計の運営という見地から、根本的に検討、改善すべき点が少ないものであります。

国の財務会計制度につきましては、戦後、財政法、会計法、国有財産法、物品管理法、国の債権の管理等に関する法律等が相ついで整備されておるものでありまして、地方公共団体につきま

しても、これらの国の制度のほか、民間企業における会計制度等も十分に参酌して、合理的、能率的な財務会計制度を整備いたしますことは、地方自治の適正かつ能率的な運営を確保するため、必要不可欠からざることを存する次第であります。

しかしながら、地方公共団体の会計制度は、都道府県、大都市その他の市町村等規模の異なる各種の団体に適用されるべきものでありますから、国の場合と異なり、きわめて複雑多岐にわたる上に、きわめて専門的、技術的知識経験を必要とする性格の問題であります。

ので、特に財務会計制度に関する専門の方々の御意見を十分に伺い、改正に遺憾なきを期したいと存じまして、今回、新たに地方財務会計制度調査会を設け、おおむね、二年間の予定をもちまして調査審議をお願いすることとした次第でございます。

以上が、自治庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○理事(千葉信君) 次に、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案について提案理由の説明を求めます。

○国務大臣(佐藤榮作君) ただいま議題となりました国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその概要を御説明申し上げます。

御承知の通り、従来、国家公務員の年金制度は、官吏の恩給、雇傭人の共

済組合の長期給付と二本建の制度となつておりましたが、官吏、雇傭人の区分を認めない現行国家公務員法のもとでは、つとに、年金制度の統一が要望されていたものであります。

このため、第二十八回国会で成立いたしました国家公務員共済組合法により、まず、いわゆる五現業特別会計の公務員につきましては、官吏、雇傭人の区別なく共済組合の長期給付制度が適用される運びとなつたのであります。が、今回、残されましたいわゆる非現業の官吏に対しても、共済組合の長期給付の制度を適用するため、必要な措置を講じますとともに、あわせて現行共済制度に若干の調整を加えることとして、この法律案を提出した次第であります。

次に、その内容について御説明申し上げます。

まず、第一に、新たに共済組合の長期給付の規定の適用対象として、いわゆる非現業の官吏を加えることとしたしておりますが、永年勤続者に年金を支給しようとするこの制度の本来の趣旨にかんがみ、特別職の職員の一部はその適用対象から除外することとしております。なお、非現業官吏に対し長期給付の規定を適用するに当りましては、過去の恩給法上の公務員期間の通算その他所要の経過措置を講ずることとしております。

第二に、新たに長期給付の適用対象となる職員のうち、警察官、自衛官等の、従来恩給法上、一般職員とは異なる

る取扱を受けていたものにつきまして、
は、従来の取扱をも考慮いたしまして、
当分の間、長期給付の特例措置を講ず
ることとしたしました。

第三に、この際、現行共済制度に所
要の調整を加えることとし、公務上の
事由による廢疾年金、遺族年金に対す
る国庫負担の割合を引き上げることそ
の他所要の改正を行うこととしており
ます。

最後に、いわゆる非現業の官吏に長
期給付を適用する措置は本年十月一日
から施行することとし、その他の改正
措置は、それぞれその所要の期日から
実施することとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び
その概要であります。何とぞ御審議の
上すみやかに御賛成下さいませよう御
願ひ申し上げます。

○理事(千葉信君) 次に、法務省設置
法の一部を改正する法律案を議題とい
たします。前回に引き続き質疑を続行
いたします。ただいま御出席の方々は、
政府委員として木島法務政務次官、津
田司法法制調査部長、渡部矯正局長、
説明員として近藤人固管理局次長、長
戸法務研修所第一部長が出席されてお
ります。御質疑のある方は、順次御質
問を願います。

○横川正市君 設置法の提案理由の第
三の法務総合研究所の設置が提案され
ておるわけですが、この文面からい
きますと、まず第一に、職員に法
務に関する専門的な研究を行い、職務
上必要な研修を行なつて、それぞれの
機関で職務を通じて不便なからしめる
ためのそれぞれの研究を行わしめる
ということに相なつておりますし、同

時に、この犯罪捜査については、科学
的な犯罪調査への踏み切りを、さらに
この研究所の設置によつて裏づけをし
ようとしたしておるのであります。こ
れと関連をいたしまして二、三お伺い
したいと思つておりますが、昭和
二十年の八月十五日を経験して、たと
えば日本の場合には、歴史家は歴史の
編纂に當つていろいろとまどいを感じ
たとか、あるいは教育者は日本の歴史
を教えるのに相当まあ困難をいたし
まして、その方法が一時非常にこんど
んといつたておりました、手の施しよ
うがなかつたと、こういう経験をした
しておるはずであります。法務関係も
おそろくこの戦後十三年の間に、少く
とも日本のこの司法制度制定以来一番
混乱期に入つたのは、終戦前、終戦後
のこの転機であつたのではないと思
うのであります。そういう司法部内
の転機に當つて一番この転換期として
問題にし、それを克服するために努力
をした項目は一体何なのか、この点が
お聞きしたい第一なんでありませう。そ
れはまあ、人事的な構成の問題とか、
内部機関の問題とか、人事配置の問題
とか、思想的百八十度の転換の問題と
か、まあいろいろあるかと思つてあり
ます。司法試験を終えた者が、戦前から
戦後一貫してこの司法制度の中で仕事
をされてきたということになりますと、
と、ちよつと私はこの一大転換を契機
にして非常に大きなこの変り方をしな
ければならなかつた。そういう要請を
されておる点から見ますと、いささか
まあ手落ちが起きているのではないかと
いう心配を実は持つておるわけなんだ
りまして、そういう観点からこの点に

ついて一点お伺いをいたしたいと思つ
次第であります。

○政府委員(津田實君) ただいまの御
質問の点でございますが、終戦後新憲
法が施行になりました、法務省の面
で大きく変りましたことは、要するに司
法制度として裁判所が独立をいたしま
して、司法行政は裁判所が行うという
ことになったという点で、大いに従来
の司法制度と變つて参つたわけであり
ます。

それから第一線の機関の面におきま
しては、新憲法のもとにおきまして、刑
事手続の面におきまして、人権擁護の
面が非常に尊重されるということにな
りました。刑事手続の面におきまして
も、人権擁護を中心とした訴訟法がで
き上るということがございまして、同時
に、一面法務省におきまして、人権擁
護局が設けられました。人権擁護の点
の万全を期するということになったよ
うな次第でございます。

そういう面におきまして大きく転換
をいたしましたわけでございます。現
在法務省管下にありますところの検
察庁におきましては、その全職員を通
じまして、新憲法の要請に従つた人権
擁護の面を重く取り上げているところ
の檢察を行うというふうに、指導態勢
を變えたと申しますか、そういう指導
態勢のもとに、職員の研修をずっと続
けて参つておるというふうなことが、
旧憲法時代と大いに變つたところだと
いうふうに考へておる次第であります。

○横川正市君 まあ、そういう變つて
きた機構の問題とか、それから配置
の問題とかというのは、これは私もど
もある程度知つておるのです。ただ、
たまたま裁判の結果誤判事件というよ

うなものが起つて、その誤判事件の問
題で裁判長が適否委員会にかかつてそ
の適否を云々される、それから檢察官
がその取扱ひを誤まつて檢察官の適否
委員会にかけられるという、そういう
のどの詰つた機関があるから、そこへ
かければ、現在の運用その他について
はある程度間違ひなく行なつていける
んだという査証になるのかのごとく説明
される向きがあるわけですか。そうでな
しに、まあ最近の例を見ますと、一つの
事件が出て参りました、そしてその事
件がその端緒において、たとえば警察
官吏なら警察官吏が非常に人権無視を
行う、その人権無視を行なつた根拠はど
こにあるかという、まあちよつと町
のタクシの運転手さんによく聞いて
見ますと、終戦後教育を受けたおまわ
りさんと、それから戦前の教育を受け
て、相当長年月司法事務の担当をして
いるおまわりさんとは、そのタクシ
の運転手の取扱ひにおいてさへ違つと
いう意見を聞くわけなんでありませう。
それが終戦後教育を受けたおまわりさ
んというのは、ある程度民主的な、あ
るいは基本的な人権を尊重し、時代の変
り日に適合した教育を受けて司法事務
の担当をする。ところが、戦前のそう
いう檢察官ないしは警察官の取扱ひそ
の他が、非常に不当に、まあ戦前のお
まわりさんと同じような態度が見受け
られるというところに、私は問題があ
るのじゃないかと思ひます。ですから
戦後教育をする機関が、これは檢察
官、警察官その他を通じて一様に、法
の建前からどうか、あるいは社会の変
革からはどうか、それから任務からい
うとどこまでのものか、そういう点
を私は司法当局それ自体が相当積極的

な、いわゆる再教育機関というものが
必要なんじゃないか。そうでないと、
ここでは犯罪捜査のための科学的な一
つの機関というものが生まれて、なる
ほどこれはいろいろ困難、複雑する世
上こんどとした犯罪を捜査するため
には非常に大きな力にはなるし、これ
は絶対完備していかなければいかぬと
思ひますが、ただ、人間的な變るべく
して變らない一つのからにはまづた人
たちを、どう民主化された司法行政の
担当者にしていくかというところは非常
に大切なことだと思ひます。その点
を戦後どのようにやられておつたのか
というところをお聞きしているわけなん
です。

○政府委員(津田實君) 法務省発足以
来法務研修所はもろもろ設立されてお
りますから、その前に檢察研修所とい
うものもございまして、現在は法務研
修所に統合されたわけでありませう。そ
の二つの研修所を通じて、ただいま
ま御指摘のような全檢察官に從來から
任務についております全檢察官につき
まして数回にわたつて研修が行われま
して、全員、全部何年かの間にその研
修を終つたわけでありませう。そういう
研修の方法自体につきましてはいろいろ
工夫をいたしまして、ただいま御指
摘のような趣旨に沿うように十分いた
しておるわけでございます。今日は
一通りその研修は全部終つておるわけ
でございます。これも数年前にすでに
終つておるのでございます。ただいま
のところはそういう者に対する研修
も、同時に、新しく新憲法のもとに檢
察官に任命されました者につきまし
ても、同じく随時毎年研修を行なつてお
る次第でございます。

○横川正市君 これは国会できめられた一つの機構上の問題ですから、当然その不備な点があれば、国会はこれをきめて運営に支障ないようにすればいいわけでありますが、今現在、これはまあ法務大臣が来られておれば一番いいと思うのですが、戦後の裁判の民主化のために最高裁判所という制度が切りかわって、事実上これは独立機関として裁判関係を全部担うたとしておるわけですね。ところが機構上からいくと、たまたま、予算上の提案の問題について、これは法務省が担当している。それから法律を提案する場合も、これは法務省が担当する。これは当然最高裁判所が裁判関係の一般的費用や、それから施策に対して予算に盛り込んであなたの方に持ち込んできて、そうしてあなたの方はそれを受けて国会の審査にのせる。国会の審査は、当然審査の過程では最高裁判所の方々の出席を得て意見を聞く。まあスムーズな審議からいいますと、結果的に何の矛盾も感じないということになるわけですが、たまたま私どものところでは、今度あなたの方が提案をいたした裁判官と検察官の報酬をめぐって、これはまあ衆議院の段階で話し合いがついたということですが、話し合いがつくつかないにかかわらず、提案についてやはり法務省とそれから最高裁との考え方が違つておつたという点は、私はこれは重視しなければならぬと思う。ひいては、これは誇大に表現することになるかも知れませんが、裁判の自主性、独立性というもの……これはあなたの方では検査し、これを起訴し、相手がこれを正當か正當でないかというすべての総合

的判断の上に立つて事件の公正を期する。こういう性格的にいうと全く相いれない独自の立場を両者がとつておられるわけなんです。そうすると、予算の問題とか、法律の提案の問題とかいうことは、ひいては、私が前に言つたような機械的な一つの審議のコースだけで構成をさせるのだというふうな説明にはちよつとならないのじやないかというふうに思うのでありますが、そういう機構上から、現在まで最高裁とあなたの方で連絡をとり、あるいはまた、将来もこういう問題が起るのじやないかと思ひますが、その点について、いわばこれは他から指摘されるもしくは他に疑問を持たれる、こういうようなことなしにこれらの問題を処理していく、こういうことは確信を持つておられるのかどうか、この点お伺いしたいと思ふのです。

○政府委員(津田實君) ただいまの御質問の点でございますが、最高裁判所すなわち裁判所関係の予算の面につきましても、ただいま財政法の関係から最高裁判所が直接大蔵省に折衝いたすことになつております。従ひまして裁判所につきましても、その独自の意見をもつて大蔵省に予算折衝を行い、また提案についても独自の意見を付し得るような制度に財政法上なつております。予算の面につきましても、法務省は全然関係をしておりません。ただ法務大臣が閣僚としておられます。むしろ関係をしておるわけでございます。事務当局としておられます。予算には関係をしておりません次第でございます。

それから法案の点につきましては、これは司法制度に関する諸法案につ

きましては、法務省設置法によりまして法務省の所管になつておりますから、当然法務省が扱うことになつていゝるわけでございます。司法権の独立、その自主性を一そう確保するために司法制度に関する立法について、最高裁判所も国会に対して法律案を提出できることにすべきではないかというふうな意見の方もあつたわけでありまして、司法の本質、司法と立法との関係から見まして、このようなことはいかかかと思ふのであります。申すまでもなく司法は立法及び行政から独立いたしておりまして、具体的事件について法解釈を適用すること、あるいは国家の刑罰権を実現すること、あるいは紛争を解決するといふことを使命としておるのでありますから、司法は法律を制定する立法とはつきり分離されていてこそ、三権分立の本旨にかなつたものであるといふことが言えると思ふのであります。ことに、日本国憲法のもとにおきましては、最高裁判所に法律等が憲法に適合するかどうかを決定する権限、すなわち違憲審査権が与えられておるわけでありまして、さういふ最高裁判所が何らかの形において積極的に国会の立法活動に参与する、すなわち法律案の提案をするというふうな法制は適當でないのかというふうなうに考へておる次第であります。ただ、司法制度に関する立法につきましても、裁判所の立場が十分考慮されるべきであることは当然でありまして、その從來も法務省といたしましては、その立案の段階におきまして十分最高裁判所当局の意見を聞き、密接な連絡交渉をいたして、そういたしまして国会に

提案いたしておるといふ経緯になつております。

なお、国会法七十二条の二項によりまして、最高裁判所長官は国会に出て説明ができることを規定されておりますので、もし裁判所が立法に対して意見を述べるとすれば、この規定を活用して最高裁判所長官が、あるいはその代理者が出席して立法上の意見を述べることが相當である。裁判所として国会に提案権を持つというふうなことは相當でないのではないかと今に現在考へておりますし、立法例におきましても、さういふ立法例は見当らない次第であります。

○横川正市君 今の御説明はその通り私も納得をするわけです。ところが、前回の法務委員会、最高裁の方が提案について大川委員から説明を受けた。ところが、それに対しては満足でございまして、ことに特号を設けられたことについては満足でございまして、さういふまあ答えを正式の国会の席上では行なつておるわけです。翌日東京、大阪等の判事連名で、国会議員に対して今度の給与法についてはきつめて不満である。だからこれは直してもらいたい、こういううちはぐなことが前日とあつた日に出てくるわけですよ。私はまあ法律できまつた現在の法律を運用することについて説明をされれば、今あなたの言つたようなことにはなるだろうが、現実の問題としてこの点を繰返して、それで将来實際上、運用上こういうことが起らないで、あなたの方でやつていきますか。この点をお聞きしているわけなんです。いへば、形式的な答えになりますし、

さらに最高裁の一部の中には、実は法務省へいろいろ意見を具申するような格好で、どうもこれはまずいのだという人もおるわけなんです。その関係は、やはり私はちよつと重視しなきゃいかぬ問題だろうと思ふ。ことに三権分立の立場からいって問題になるんじゃないか、さう心配されるわけですが、その点でお聞きいたしておるわけでありまして、

○政府委員(津田實君) ただいま御質問の、今回の裁判官並びに検察官の給与法の問題につきましては、参議院の法務委員会において、ただいま御指摘のような事情にあつたことは、その通りでございまして、この裁判官及び検察官の給与法を提案いたします経緯につきましても、法務委員会においても御説明申し上げましたかと存じます。が、この提案前に最高裁判所事務当局と十分連絡をして、最高裁判所事務当局は、最高裁判所裁判官会議の議を経て回答をされたわけで、その回答の内容は、今回提案して御審議をいただきたいという内容に賛成であるといふことでありましたので、法務省といたしましては閣議に提出し、政府といたしましては提案をいたした次第でございまして、御承知のように最高裁判所の行政は、最高裁判所裁判官会議が行うわけでありまして、最高裁判所裁判官会議は全国の裁判所の行政を行ひ得る権限を持つておるわけでありまして、従ひまして法務省といたしましては、最高裁判所裁判官会議を連絡の対象とする以外には方法がないという次第でございまして、ただ今回の問題は、下級裁判所の裁判官の一同ということになつて、要望書が出ておるよう

ているのではない。ですから一番最初私が聞いたように、検察官その他の大きく変わった昭和二十一年八月十五日以降の司法行政の変わり方というものについて、これはあなたの方では自覚をして、一大転機であるからそういう転機を利用して、ここに法務総合研究所のようなものを設けて、適正化、公平化、そして能率化をはかりたいというのと同時に、もう一つは、検察官に対する再教育というものについては、徹底的に一つお骨折りを願わないといけないのじゃないか。そうでないと、一般的にある者が公平な立場で見ても、どうも少し色をつけ過ぎるとか、あるいは甘過ぎるとか、こういうことが出てき、ひいては良心が少しこれは曇り始める、こう国民から見られるという事は、これは非常に不幸なことなんでありませぬ。そういう点を十分気をつけていくと、こういうことになりまして、法務総合研究所というより、それから法務総合研究所でありますか、こういうところで再教育はしましたと云うてみても、まだまだ足らない、もつと徹底して教育をしなければならぬ、こういう点が出てくるのじゃないかと、私はこう思うのであります。あなたはその点どうお考えですか。

○政府委員(津田實君) 検察その他の法務の立場が中正であるべきであることは、御指摘の通り当然でございます。法務省といいたしましては、その点につきましては、最も重要な問題として従来もかような研修はもとよりであります。各、各種の会同、会議等におきまして、その点を十分強調いたし、全国

の職員を指導して参つておるのが現状でございますので、今後も、もちろんその立場を十分御指摘のように堅持いたしまして、それらの研修に努めたいというふうに考えております。司法全体としてもさような考え方で進むことは、十分ここで申し上げることができると思っています。

○横川正市君 その研修の内容は、課目とか、あるいは課目別といいますが、研修の内容はいろいろふりに行われておるのですか。

○政府委員(津田實君) この研修につきましては、検事の研修と検事の研修、副検事の研修、検察事務官の研修、それから入国審査官等の研修、保護観察官の研修、それから法務局職員の研修、こういうふうに分けてやっております。そのほかに、法務研究といいたしまして、法務における重要な問題につきまして専門的研究を行わせ、それを研修所が指導しておる。こういう大きな分けますと、専門的研究の指導と、それから具体的な研修と、この二つに分けてやっております。で、お手元に差し上げました「三十一回国会法務総合研究所関係資料(追加)」という分の中に、その内容を掲げてございまして、現在までに行いました研究につきまして、は、各、この題目をここに昭和二十四年度以来掲げております。それから研修の内容につきましては、昭和三十年以後の「研究、研修実施人員表」というのを示してございまして、年間にございまして、大体千四百名ないし千五百名くらいのところを毎年研修、研究させておる、こういうことになっております。なお、昭和三十四年の研究、研修の実施予定につきましては、別表に

一年間の予定表を組んでおります。なお、このほかに、今回の改正法律案が成立いたしました場合には、研究部が新たに設けられることになりまして、それによりまして、研修というものにおける総合的研究を行、こういう仕組みになっております。

○横川正市君 まあ、内容を今さらうとあれしただけでは、私の言わんとする研修内容と合致するかしないか、もつといろいろ意見を聞かなきゃいかぬ問題だと思ふのであります。そこで、この件については、実は私たちが、この点を一般国民世論の中でも私は監視をされる問題だと思ふのです。これはまあ事務関係の責任者であるあなたの方でも、さうでしようが、一つ国会側からこの意見のあつたことについて、大臣、政務次官ともよく連携していただいて、万全を期していただくようにしていただきたいと思ひます。ことに、職員団体を構成しないという、しておらないということ、できるものがしてないという事は、これはあなたの方では、あまり重要視しておらないようですが、将来相当これは私の方でも注視していきたい問題だと思つておるわけで、その点ぜひ一つ研究をしていただきたいと思ひます。

それからもう一点は、法務省内の定員関係をつつと調べてみますと、今度の場合には、予算要求の人員が、四万五千九百三十人予算要求をいたしまして、現在定員が四万四千五百六十六人、九十一名の増になつておるようでありませぬ、これとあわせて、常勤勤務者というのと、それから常勤の非常勤というのと、それから非常勤とい

のと、この中で非常勤というのが非常に多いのです。四万四千九百八十七名という数字になつておるようでありませぬ、常勤勤務者、それから非常勤勤務者、それから非常勤勤務者、この三段階に分けて、常勤関係は千二百十六名、これは三十三年と三十四年は同数のようでありませぬ、この常勤の定数内組み入れといひますが、四万四千五百六十六名にプラスする千二百十六名と、こういうふうになつていかなければならないんじゃないかと思ふのであります。それがどうも前年度から全然変りなしに、九十一名の増といふのは、これは別な何かでふえていふようでありませぬ、この点の定員化の問題については、今回は全然手を触れな

○政府委員(津田實君) 検察事務官から副検事選考委員会の選考を経まして副検事になり得るわけでありませぬ。副検事は特別講習を受けまして検事になり得ると、こういう形になつております。現在検察事務官から副検事になつております者は、相当数おるわけでありませぬ。また、副検事から特別講習により検事になりました者も十数名あるいは二十名くらいはいるかと思つております。そういうふうな制度になつておりますが、いずれにいたしまして、検察庁法所定の試験を受けませんと、副検事あるいは検事になれないという事になつておる次第であります。なお、部内には、そのほかに法務局の職員でございまして、保護観察所の職員といふふうに、検察関係以外の職員、あるいは刑務所関係の職員、これはたくさんいるわけでありませぬ。

○政府委員(津田實君) 四万四千といふ数字は、少し違つておるのじゃないかといふに思ひますので

○横川正市君 この公安調査庁の千六百四十三人といふのは、定数的には、ずつと變つておらないのであります

○政府委員(津田實君) 四万四千といふ数字は、少し違つておるのじゃないかといふに思ひますので

○横川正市君 定員関係の問題は、後刻この問題をこの委員会に審議する結果になると思ひますから、そのときに譲りたいと思ひますが、ただ、法務省関係の身分上の取扱ひといひますが、検察官とそれから検察事務官との関係は、これはいわば試験の一つの段階だけの問題ですが、それとも試験を経ないで、ある程度経験が何かで引き上げを行なつて、逐次検察事務官と検察官との人的構成といふものは変えられるようになっておるのですか、その点はどうでしよう。

○政府委員(津田實君) 検察事務官から副検事選考委員会の選考を経まして副検事になり得るわけでありませぬ。副検事は特別講習を受けまして検事になり得ると、こういう形になつております。現在検察事務官から副検事になつております者は、相当数おるわけでありませぬ。また、副検事から特別講習により検事になりました者も十数名あるいは二十名くらいはいるかと思つております。そういうふうな制度になつておりますが、いずれにいたしまして、検察庁法所定の試験を受けませんと、副検事あるいは検事になれないという事になつておる次第であります。なお、部内には、そのほかに法務局の職員でございまして、保護観察所の職員といふふうに、検察関係以外の職員、あるいは刑務所関係の職員、これはたくさんいるわけでありませぬ。

これは事案の内容といえますか、調査事項の増減というものが最近全然なくて、定員は毎年千六百四十三人できつちよいと、こういうことになつてゐるのでしょうか。事案その他調査案件等は増減があつても定員だけは確保してゐると、こういうことなんですか、どちらでしょうか。

○政府委員(津田實君) 公安調査庁の職員につきましては、定員増を計画して、予算折衝の段階においては折衝いたしておつたようでございますが、御指摘のように、多分数年間は変更がないというふうになつてゐると思つて、公安調査庁としては増員を希望してゐるわけでございます。

○横川正市君 この公安調査庁の定員の問題と関連して、たとえば日ソ関係の国交が回復する、あるいは中国との国交が回復するといふようなことになりまると、あなたの方ではこれの定員をふやすとかふやさないとかいふ、そういう関係で定員関係を設定してゐるのですか。それとも、そうではないに、大体国内における思想上の左傾ないしは、これは右傾も入るだろうと思ふのですが、そういう関係で、思想の侵食と言へば言い回しは悪いのでありますが、個人がどういふ思想を持とうと関係はないと思つて、ただそういう左傾の思想を持つ者が逐次増強される傾向にあるといふことになると、この公安調査庁の定員というものは増減しなければならぬと、こういうふうにあなたの方ではお考えになつて定員を算定されてゐるのですか、その点はどうか。

○政府委員(津田實君) 公安調査庁の事項につきましては、公安調査庁の係

官が参つておりませんので、明確には申し上げかねる次第でありますけれども、従来まで私どもの聞いております範囲内におきましては、調査事項のうちで、いまだ調査し得ないもの、つまり手をつけられないものが相当あるもので、その分に充てるための増員をしたといふことが、従来からの公安調査庁の意見であつたようであります。

○横川正市君 その内容についてはおわかりになりませんか。

○政府委員(津田實君) 内容については、私どもはつまびらかにいたしておりません。

○横川正市君 まあ、いろいろ質問する事項がたくさんあるわけですが、後刻の機会もありますから、定員関係その他の問題については、あとに譲りたいと思つて、先ほどもちよつとと聞き取りましたように、副資料に出されておられます計画書だけで、実は私もはしろうとですから、実際の内容を知る由もありませんし、どれだけ進捗しているかといふこと、あるいはどれだけ内容が充実されたかといふことについて、ちよつとはかり知れないわけですが、ただ国民一般は、直観的にあなたの方の仕事のやり方について、新聞や何かの記事を通じてよしあしを決定していくわけですが、ですから、十分その点は注意をされることだろうと思ふのでありますが、ただ、最近の問題でも、大きな殺人関係の事案は、これは裁判所の決定がそれだからあなたの方に責任はないと、こう言つてしまへば、これは裁判所に全責任があるのかもわかりませんが、人間のことであります。しかし取調の段階で人権無視が相当大きく宣伝される場合

があるわけですが、これはまあ普通は人間性を持ち過ぎておつたんじゃないや、どうも仕事やりにくいという立場もあらうかと存じます。しかし、やはりどうも幾らかそういう点が、強い言葉で言へば非常にむづかしい取調べが行われておるんじゃないかと疑いを持つたれるようなことが一般に公表される、こういうことは絶無にしなければいかぬと思ふ。同時に、再教育の問題は、私はこれは現在四十以上あるいは五十以上という人たちのものと考え方といふものは、なかなか直すのは大へんだと思ふ。だから一通りの講習あるいは研修が済んだらこれは適格なんだと、こういうことで野放しにしている。私はある検事正に会つたら、おれは逮捕権を持つておるから逮捕するんだといふことを、こう然と大衆の前で言うといふ人にもぶつかるわけですが、そういつたことも、全部が全部あなたの方のいろいろ指導のよろしきを得て直すことはむづかしいんだと言われればそれまでのこともしれません。十分その点は研修その他の内容を充実して、そして地方行政の万全を期すようにしていただきたい。この点はこの場限りの問題でなしに、一つ十分やつた成果が全体的に目の前に、国民の前にわかるように、顕著な一つ実績を上げられるように努力をしていただきたい、そのことをお願いして私の質問を終りたいと思ふ。

○理事(千葉信君) 暫次休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時三十五分開会

○理事(千葉信君) 委員会を再開いたします。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を続行いたします。御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。

○伊藤頼道君 前回に引き続いて、二、三お伺いしたいと思つて、青少年の不良化とか、あるいは犯罪防止の対策の一環として、今回法務研修所を廃して、新たに法務総合研究所を設けようとしておるわけですが、そのための予算を見ますと、来年度の予算に約七千万円が組まれておるわけなんです。この程度の予算で、法務省が言うておる抜本的な対策が講ぜられるとは、私どもは考えられないのです。この点は大臣としてはどのようにお考えですか。

○国務大臣(愛知揆一君) この点は、率直に申し上げます、非常に少い私も考えておるものであります。実はこの研究所は、本来独立した形でやりたいというのが当初のわれわれの考え方でございまして、いろいろ財政上の要請もございまして、従来の研修所と合せて法務総合研究所ということにいたしましたわけでございます。従つて、ただいま七千万円というお話がございましたが、実は従来の研修所の系統で五千九百万円でございますから、研究所に充て得る金といふものは、わずか千万円あまりでございます。これはまだことに足りないのでございますが、しかし、前回にも若干御説明申し上げましたが、この今回の取り上げ方は、むしろ金の問題よりも、取り上げる研究の題目や方法なり、あるいはそ

こに従事してもらふ人の問題であるといふふうに考えましたので、予算の点においてはまことに不十分で、私も満足でございまして、いろいろ折衝の結果ここに落ちついたわけでございます。一つここで芽が出ますと、前回申し上げましたように、私は非常な成果を上げて、識者の関心も必ず呼び得るようなことになると思ふので、未成がりに来年度以降におきまして拡充するといふことについては、おそらく各方面の協力もさらに受け得るであらうとにかくこの際芽を出して、い仕事をスタートさせたい、こういう考え方で、不満足ではあります。この点で発言をいたしたいと、こういうふうに考えたわけでございます。

○伊藤頼道君 犯罪防止とか不良化防止、このことについては、私どもその必要性は十分認めておるわけですが、ただ、総合研究所を設ける理由として、犯罪ないしは不良化防止の抜本的な対策を打ち立てたい、こういうことをはつきりと打ち出しているのです。ふたをあげてみると、スズメの涙ほどの予算しか組まれていない。こういうことでは、何が何でもさつぱり了解したいと思ふのですが、抜本的な対策ならば、それに見合う予算が組まれないと思ふのですが、ただいまの御答弁では、その点どうも納得いきかねるわけですが、そこで、今後どのようになさうとするのか、そういう点を伺いたいと思ふのです。

○国務大臣(愛知揆一君) まことに、もつとも存するのでございます。実は、たとえばこの研究所の職員として専任をすることになつております人員

りますけれども、非常にこれはまだまだ足りぬわけでございます。しかし、全部にわたつてこういつた施設を一挙に拡充しようといはしますと、数億の最小限度といいますが、概算を考へてもなるわけでありまして、財政状

況等からこの点は必ずしもわれわれの
思うように参りませんので、ただいま
の考え方としては、まずアン・パラン
スを是正して、一つのたとえは鑑別所
が非常に設備に恵まれていないとい
うような場合、これを最小限度に要求す
るということで三十四年度はやつて参
りたいということふりに考えるわけであり
ます。

それからなお、系列の問題について
も実は少年法の改正の問題、あるい
はその他組織以外の問題についても考
えなければならぬ点が私はあるように
思うのでありますが、これらの点につ
いては、いろいろとさらに研究を要す
る問題が相当あるようでございます
で、並行して改善を考えて参りたい
と思つております。

○伊藤頼道君 先ほど申し上げまし
たように、つばな保護系列がきめて
あるわけですが、なかなかこれが活
用されることがあると、思ふので
ありますが、これは結局形式倒れに
終つてしまうので、やはりせつこく

この施設を十分活用するためには、まず一段と施設の整備強化をはかつて、成果を上げることに努めますが、また、^三犯罪が認められると思うのですが、また、少年の犯罪がますます激増の一途を辿つておる。こういう事態においては、^四こういう点が何よりも優先的に急がなければならぬ施設であらう。

と思うのですが、このままでは大臣が前から言われておるうちに、なかなか抜本的な対策は打ち立てられない、犯罪数もますますふえる一方ではないか、そういうふうにも考えるわけですか。ここで踏み切つていただいて、十分犯罪少年の保護の立場から、そういうものを拡充強化しなければならぬと思うのですが、この点はいかがでしようか。

○国務大臣(愛知揆一君) 拡充強化につきましては、私も全く御同感でございます。それで、先ほど来問題になつておりますたゞ研究所いたしましたとしても、現在あります系列のもとにおいて、現有の施設なり、あるいは人員なりを、マンネリズムに陥らないように、新しい考え方、取り上げ方を研究所において十分に研究し、かたがたこれを現有の施設あるいは職員の人たちに何と申しますか、考え方の筋金を入れていくということが、私は青少年問題に対して相当大きな成果が上り得るものと考えております。ただいまま乏しい施設と予算の制約下において働いておられます矯正職員等の努力は、まことに涙ぐましいものがあるものであります。同時に今申し上げましたようなこれらの人たちがマンネリズムに陥らないで常に青少年の育成と申しますか、犯罪の予防、さらに社会の要員として立つに立ち上り得るようにするには、矯正の職に当る人たちの頭の切りかえということも、私は非常に必要な面があるのではないかと考えております。これらは一つ予算的な措置とあわせてフレッシュな感覚を入れていきたい、これは相当私は期待をしております。

○伊藤道雄君 私の県に少年院で赤城少年院というのがある。女子の方で榛名女子学院、こういうのがあるわけですが、

〔理事千葉信君退席、理事松岡平市君着席〕

ときどき少年、少女が逃亡しておるわけですね。近頃のいろいろな事情を伺つてみますと、施設の貧弱、あるいは予算が少な過ぎるとか、職員の定員が少い、こういうことが原因でしばしば過去にはあつたわけですね。このごろはどううか知りませんが、こういうことではせつたかの施設が施設倒れになつてしまふということば、はなはだ遺憾だと思ふ。せつたか施設を建てた以上は、所期の目的が達成し得るような手が打たなければならぬと思ふのです。この点については大臣としていかようにお考えですか。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま赤城少年院等の問題について具体的な御意見を伺いましたが、実はどうもこの少年院のあり方等については、相当考えさせられることが多いのであります。これも非常に率直な言い方なんです、年の扱い方についての問題もあると思ひます。たとえば私も常務的に申し上げますと、本来ならば刑務所でなければとても矯正ができないというやうな種類の少年が、実は少年院の収容者の大部分になつております。それから本来少年院において十分に訓育しなければならぬというやうな程度のものが、保護観察の程度で済まされておる、そこに私はズレがあるやうな感じがするわけでございます。これらの点は、少年犯罪を扱う裁判所との関係

その他において、相当検討を要するところがあるのではないかと考えざるを得ないやうな感じが実はいたすわけでございます。その点は先ほど申し上げましたやうに関係の方面も多いのであります。また、少年法の改正というやうな非常に重大な問題とこれは相関連する問題でございますから、これは一つ並行的にとくと真剣に取り組んでいかなければならぬと思つております。同時にしかし、そういうことはより根本的な問題であつて、現在の少年院のあり方がこれでいいかということについては、先ほど申しましたやうに、物的、予算的あるいは人員の面において、やはり改善の必要性は非常にあるわけでございます。まことに不足な程度ではあります。三十四年度の予算につきましても、これらの点については相当の程度財政当局からも承認を受けてまして、かなり私は改善されていくのじゃないかと思つておるわけでありまふ。

○伊藤道雄君 いろいろ事情を伺つてみますと、逃亡対策に追われておつて、肝心な教育に専心できない、こういう傾向があるやにもうかがわれたわけですね。これも、これは今御説明もありましたが、なかなか成果は期したいと思ひます。こういう点については、たとえばですが、具体的に職員の定員増、そういうことをお考えであるかどうか。

○国務大臣(愛知揆一君) 少年院関係の矯正職員等につきましては、若干程度の増員も三十四年度においては行ふことにいたしております。また、その他の面におきましても、人員、予算の面においても若干の増加を三十四年度

には実現することができると思つております。

○伊藤道雄君 この施設には、大体十四歳から二十才ぐらいまで、それ以上のものがあるやうですが、大体その見当で収容いたしておるやうですが、特に十八才以上の年長少年については法務省の内部に、こういうものは刑事扱いにしたい方がよろしいのだと、そういうやうな、決定ではないですが、そういう傾向があるやに聞いているのです。が、果してそういうやうな動きがあるのかないのか。またそれに対して法務大臣としてはどういふふうにお考えかというところをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) これは根本的には御承知のやうに少年法の問題になるわけでございます。ただいまも御指摘のやうに、現行の二十才という限界を十八才に引き下げるべきではないかというの、十八才から二十才ぐらいのところが犯罪の数も多いし、また成年と同じやうな刑事責任を追及すべきではないかということをはじめ、いろいろの論議から、十八才にしてはどううかという意見が、御指摘の通り法務省内部でも、あるいは検察当局の中にもかなり有力になつておりますことは事実なのであります。しかし同時に何と申しましても、十八才から二十才というところば、何としてもまだ心身と等からいへば未熟であるというところからいへば、ただいま考え方はどうかというお尋ねであります。が、私としてはまだ踏み切りが実はつかぬわけでございます。この年令の問題とあわせて、たとえば少年犯罪の場合、先ほどお尋ねがございましたが、今のやり方で家庭裁判所で決定がございまして、それに従つてもう一方的にというや言葉が少し行き過ぎるかもしれないと、少年院なり、あるいは保護観察なりで法務省が今度はお預かりする。実際の事件に対して検察官の意見というやうなものがあるや、聞き容れないといふやうな、関与できないやうな制度になつておる。これらの点も一つあわせて考えました場合に、果して年令を下げた方がいいかどうかというところを総合的に私は考えるべきじゃないかと思ふのであります。ただいまのところ、まだこの少年法の改正について、特に年令の引き下げについて、私としては、結論をまだ持ち得ないやうな状態でございまして、これは先ほど申しましたやうに、非常に真剣に取り組まなければならぬ問題でございます。なると、なるべくすみやかに、関係の方面とも慎重に協議をいたしまして結論を出したいというふうにお考えしておるわけでありまふ。

○伊藤道雄君 これは十八才以上の年長少年については、先ほどから申し上げておるやうに、現行法では、施設で教育し得るやうなことになるやうなわけですが、このことについては、最高裁判所でも、十八才以上の年長少年については刑事扱いすべきでない、あくまでも教育すべきである、そういうやうな御主張のやうでございます。この点と、また繰り返し申し上げますが、が、やはり現行法によつてせつたかできたこの制度であるので、その立法法の精神に沿うやう、十八才以上の年長少年についても、今後引き続き施設によつて教育するのが至当であらう。特に、犯罪予防の立場からそういうこと

○伊藤顯道君　警察で少年の犯罪容疑者をあけて、これを家庭裁判所に回すわけですが、その際、家庭裁判所の措置が手ぬるいので、大がいの者は家庭へ歸してしまふ。家庭によっては問題がないと思うんですが、その少年犯罪をはぐくむ家庭は、得て恵まれない家庭が多いと思うんで、せつかく警察があけても、家庭裁判所を素通りして少年鑑別所にも行かない。家庭でまた犯罪を繰り返す。そういうことが繰り返されておるんではないか、そういうふうに思う。そこで、せつかく警察が骨を折つてあけても、家庭裁判所の措置が手ぬるいと、そういうことがいつも繰り返されることになつて、意味がないと思うんですが、そういう点について

でいへんきまつてしまいますと、あとは、警察はもちろんでございますが、検察庁としても意見を言うすべもないというのが、現在の法制の制度でございますが、この点は、先ほど申しましたように、法務省としては、もう少しその責任が持てるようにやりたいものだと、私は常識的にこう考えまして、それらの点については、専門の方々にもお願いをいたしまして、ただいまいろいろと研究を進めていただいておるわけでございます。ただ、これは何分にも相当大きな問題であり、また、裁判所その他とも十二分に理解と協力を得なければならぬ問題でございますから、ある程度時日がかかると思うのであります。その間においては、現行の

とつて、少くとも施設を出た少年であるというようなことではまずいと思うので、そのところは、また技術の面があらうと思うのですが、過去において少年院、鑑別所におつたというようなことが明確になると、どうしても色目で見られると思うのですが、そういう点でまた逆戻り、これでは、せつかくの施設で教育しても意味がないと思うのですが、そういう点については、何か対策をお考えですか、この点について伺いたい。

○國務大臣(愛知揆一君) この点は、まず少年院等を出ました者は、これは法律上、形式上の問題でございまして、御案内のように前科者ではないのでありますから、そのことを前提にい

を中心にいいたしまして、民間の篤志家の方々の御協力を得て、役所側としても、そういう気持で、少年院の矯正職員等が大いにがんばってくれることを期待し、また、これを積極的に指導推進して参りたいと思っております。

○伊藤顯道君　現在、少年院は全国で五十八、分院が三つと聞いておりますが、そういう数でよろしいかどうかということと、教育期間については別段法律で定めがないように聞いておりますが、そういうものがあるのかないのか、私はないと聞いておりますが、結局、現在ではそういう取りきめがないので、歴史的な経過で一年ないし一年三月分、こういうことで教育しておるようですが、よく考えてみると、少年

ら、これは平均でございまして、長いものも短いものもございます。仰せのごとく、これは矯正効果が上るまでは、一年かかろうが、二年かかろうが、三年かかろうが、法の許す限りにおきまして教育すべきでありますし、またその方向に向いつつあるわけでございますが、実は多人数を入れられております関係から、なかなか現実の問題として参りますと、そうもいきかねる面もあるのでございます。同じように入つて参りまして、やはり片方の少年が早く出ますと、本人たちもやはり出たいという気持が動いて参りまして、その間本人たちをもう少し置いておこうと思ひましても、かえつて置くことによりまして、本人の反抗

心をそよるようなことにもなりまして、その間の調整が非常にむずかしい面もあるのでございます。かような面では現実の問題として取り扱いますときには、いろいろと困難をかもしてあるのでございますが、われわれの方ではその面もいろいろと工夫をいたしまして、やはり必要なものは残すようにいたしております。しかしながら、これまただいたい申すような現実の姿でいろいろに制約を受けますので、ただいまも申しますような平均収容期間というところになっております。われわれといたしましては、むしろ収容所別に分類をいたしまして、長いものは収容所別に長目の教育をしていく、ことにこれらの少年たちは、今後実社会に立つていかなければならないものでございまして、職業教育を中心として少くとも今後なりわいとして立つていくだけの基礎的な教育だけは身につけて出したいということで、目下努力中でございます。

○伊藤議員 御説明ではございますけれども、期間に特別取りきめがないとすれば、これは法があればこれはまた法に従わなければなりません。今のところないでしよう。ないとするれば、結局いろいろむずかしい事情があつてまだ出したいけれども出す場合もあると、そういうことですが、これは本人のためにもかんばしくないと思ふのです。まだすつかり前非を悔いて善に戻つていない、そういう段階のものを出すということは、本人もまた悪化してしまふということ、それからそれを取り巻く少年たちにもどのような悪影響を及ぼすかということもおよそ考えられると思ふのです。こういう意

味でやはり必要にして十分な教育期間を設けざるを得ない。もし法規によつてそういう取りきめがあるとするれば、そういうものについて再検討を要するのではないかと、そういうことが考えられると思ふのです。結局目的は、少年を善化させることが目的で、いろいろな施設ができておるのであります。いかような困難な事情があろうとも、この施設の趣旨に沿つて、十分そういう点が遺憾なく実施されて、初めて少年の犯罪予防も実現し得ることと思ふのです。が、そういう点はいかがでしよう。

○政府委員(渡部善信君) 多少説明申し上げましたが、実は短期の者を収容する施設も持つておるのであります。これは大阪の方に和泉少年院という施設を持つておりますが、ここでは割合短期に矯正効果を上げ得るものを特別に選別して入れまして、ここでは割合短期に、六カ月程度の収容期間で目的を達するよう教育をいたしておるのでございます。また、特別少年院あるいは医療少年院等におきましては、二年以上も収容しておる施設もあるのでございます。しかしながら、この少年院もほんとうは個別指導に徹底しなければならぬわけでございまして、何しろ集団処遇をいたしておる間、何しろ個別処遇に徹底し得ないという面があるのでございます。さような関係から、本人を特別にとめておくことによりまして、かえつて矯正効果を上げ得ない場合が起つてくるわけでございます。かような場合には、やはり両者を彼此勘案いたしまして、よりよき方をとつていかざるを得ないわけでありまふ。かような関係から、ただいま申しますように、もうちよつと置きたい者も、出さなければならぬという面が出てくるわけでございまして、それはそれとどめておくことによつて、かえつて本人の将来を誤らせるような結果を見得る場合にこれは出すわけでございまして、かような結果が予測されないようなものはさらに引き続き教育をいたすわけでございまして、両者をよく見比べまして、院長の方でその在院期間を決定いたすのでございまして、われわれといたしましては、いづれにいたしましても矯正の効果をなるべく上げるべく努めて参つておる次第でございまして、

○伊藤議員 大阪には短期六カ月くらいの少年院があるそうですが、これは全国でも数えるほどしかないでしよう。そういうことであつては、なかなか目的を貫徹できないと思ふのです。が、やはり聞くところによると、大体六カ月未満の程度必要とするようなものについては家庭に帰されて、二年を必要とする者については大体一年くらいと、そういうような現状のように聞いております。そうなる短期を必要とする者については、あまりそういう施設の教育に恵まれないことにならうと思ふ。しかし、ただいまお話のあつた大阪の和泉少年院のようなものが、全国にあつちこちにあるのはまた別ですが、全国で一つくらい施設の設け、なかなか多い少年を引き受けて教育ということには実際にはならぬと思ふのです。従つてそういうことを考えられたならば、短期教育を必要とする者についても、十分施設の教育に恵まれるように、そういう短期少年院とでもいいですか、そういうものを各所に設けてそ

ういう点に遺憾のないようにすること、非常に必要かと思ふのです。こういう点については考えておりませんか。○政府委員(渡部善信君) 大阪の方の和泉少年院のような施設を各管区にも持たないものとは思ひますけれども、なかなかこれでも予算その他の関係もございまして、実現し得ない面もあるのでございまして、現在和泉少年院の方ではさうな方式を取り入れまして、目下検討を加へ、この成績いかんによりまして、さらに全国に普及していきたいといふふうに考えておるのでございます。このやり方がうまく参りますれば、さらに全国的にも及ぼしていきたいといふふうにも考えておる次第でございまして、

○伊藤議員 少年鑑別所に関係した法規については、少年院法の中に若干条項があるわけですが、そのほかには処遇規則があるだけで、単独立法といふのはないんですか、この少年鑑別所については、その点をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(渡部善信君) 仰せのごとく、鑑別所につきましては、少年院法の中に規定がございまして、単独立法にはまだ至つていないのでございまして、

○伊藤議員 関係者からいろいろ伺いますと、ぜひ、この少年鑑別所にも、独自の立場からの主体性を持った単独立法がほしいといふことを要望して、その要望を私何かつたこともあるんですが、法務省としては、現在、単独立法については、お考えがあるかないか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(渡部善信君) 仰せのごとく、鑑別所の方面からは、単独立法を望む声も出ておるのでございます。われわれといたしましては、少年院の機構その他少年関係の機構全般につきましまして、目下検討を加へておるのでございまして、ただいま大臣の仰せになりました少年法のいろいろな問題点等も引つくるめまして、この鑑別所の単独立法ということも引つくるめまして、目下検討いたしておる次第でございまして、

○伊藤議員 少年鑑別所処遇規則を見ますと、第二条に、「少年鑑別所においては、少年を明るく静かな環境に置いて」云々と、そういうことは当然だと思ふんですが、さて実際に鑑別所をのぞいてみますと、どなたが見てもさうであらうと思ひますが、明るいというふうな感じは毛頭、どこを探しても出てこないんです。これはせつかくそういう処遇規則には明文があるわけですが、実際は、私は狭い視野で見た関係かもしれませんが、現実に見ると、なかなか第二条にはそぐわない施設になってますが、こういう点は、はなはだ遺憾だと思ふんですが、この法に忠実であるならば、施設も明るく静かな環境でなければならぬ。当然その方向が正しいと思ふんですが、現実にはさうでないんですね。この点はどうなんですか。

○政府委員(渡部善信君) 仰せのごとく、鑑別所につきましては、少年院法の中に規定がございまして、単独立法にはまだ至つていないのでございまして、

○伊藤議員 仰せのごとく、鑑別所につきましては、少年院法の中に規定がございまして、単独立法にはまだ至つていないのでございまして、

○伊藤議員 仰せのごとく、鑑別所につきましては、少年院法の中に規定がございまして、単独立法にはまだ至つていないのでございまして、

○伊藤議員 仰せのごとく、鑑別所につきましては、少年院法の中に規定がございまして、単独立法にはまだ至つていないのでございまして、

いたしたようなわけでございまして、先ほど申しましたように、管轄とか予算の面においても、そういう点については、一つ一つ具体的に処理をいたしまして、規則に規定しておるようによつて参りたい、またそうしなければならぬということで、具体的な措置を進めておる次第でございまして。

○伊藤道雄 次に、婦人補導院についてお伺いしたいと思ふんですが、これは私も関係したので覚えていますが、第二十八国会で、同じく法務省設置法一部改正案が当委員会に出されて、そこで婦人補導院につきましては、東京の、あれは府中市に決定されたわけですが、これが決定されて実現を見ないうちに、六カ月もたないうちに、今度は八王子というふうに変つておるんですが、これは法務省としては、まことに軽率な決定であつたと思ふんです。現実にはいろいろおつしやるかもしれないが、何といつても、一たん法で定めたものを実施しないうちに、六カ月未済でさらにまた次に移す。いわゆる選定がきつめて軽率であつたというそしりは免れぬと思ふわけですが、この点についてははなはだ遺憾だと思ふんですが、どういふふうに考えておられますか。

○國務大臣(愛知揆一君) この点は、お叱りを受けましても、全くどうも、私どもとしては申しわけないことでございまして、実際その通り、前に設置法でお願いいたしました府中に施設をすることが、いろいろとこまかいことは申し上げませんが、要するに実現がでないことになりまして、あらためて近接の所の適地をよりよく見つけましたので、あらためてこの点おわび

をすると同時に、設置の予定箇所の変更をお願いすることになったわけでありまして。この点はまことに遺憾に存じます。

○伊藤道雄 時間の関係もありますから、あと一点だけお伺いしてやめたいと思ふんですが、今の婦人補導院については、一応府中市にきめられたというところで、その施設の婦人の方々も、府中市に行くであろう、そういうふう

に予期しておつたと思ふのです。
〔理事松岡平市君退席、理事千葉信君着席〕

ところが、今、申し上げたように、短期間にまた変更、おそらく婦人の方々は、府中市の皆さんから私どもは知られてゐるのだ、非常に知られてゐるので、こういう結果になつた、そういう心理的な悪影響は、これは相当大

きかつたと思ふのですけれども、こういう点についても、法務省としては考えたのかどうか。また、一たんきつたものを何とか一つ、その取りきめられなかつたという理由については、事情はわかりましたけれども、こういうことを二度、三度繰り返すと、法務省の権威にもかかわると思ふし、また、影響するところまことに大きいと思ふ

のですが、ただ位置の変更という簡単なものではないと思ふのです。ことに、ほかの省ならいざ知らず、厳正なる、公正なる法を守らうとする法務省自体が、法に反してこういう取りきめをしたということ、しかも、それが、施設の婦人たちに非常に悪影響を与えておるということを考えた場合に、なかなかどうも調査が不十分で申しわけなかつた、それだけでは済まされる問題ではなからうと思ふのです。この点

について御見解を伺いたい。

○國務大臣(愛知揆一君) ともかくも予定したところにできなかった、そして、ほかのところへお願ひをあらためてしなければならなくなつたこと、この点については、何と申しまして

も、私どもの努力が足りなかつたわけ

でございまして、この点は重ねて遺憾の意を表する次第でございまして。

○横川正市君 法務研究題目一覧表の中に、各項目が年度ごとに載つておるわけですが、これは口述ノートになるのですか。それとも資料の提出で合同研究になるのですか。どうい

う格好でございましょう。

○政府委員(津田實君) これは単独の専門研究でございまして。それで、東京に数カ月研究期間を置きまして、そこで研究をさせまして、そして、それによつて研究した結果の報告を出させて、それを研修所で取りまとめ、部内の参考資料にする、こういうことであります。

○横川正市君 この一部を参考資料として提出を求められた場合は、提出することができま

すか。

○政府委員(津田實君) 大部分提出することができま

す。ただいままだ印刷に付してあるものもござい

ますが、大部分は現存しております。

をできるだけ早い機会に提出をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(津田實君) 取り調べまして、できる限り早く当委員会に提出いたします。ただし差し上げる部数はな

いと思ひます。これは部内限りの印刷物でありますので限定しておりますので、御覧願ひ向きには差しつかえないと思ひます。

○理事(千葉信君) 次に、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。ただいま出席の方々は、河本経済企画政務次官、宮川官房長、浅村総合開発局長、以上でござい

ます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願ひます。○横川正市君 この提案の理由を見ますと、原因の究明については科学技術庁がその所掌に當つて実際には調査をされておるようであり

ますが、同時にこの審議会の構成を見ますと、関係省の次官、学

界、財界、こういふような人によつて審議会の構成が行われておるわけであり

ます。これは政府としてはこの地盤沈下の対策審議会というの

は、相当出てくる原因等についてはある程度究明がされてお

りまして、ことに新潟、東京、大阪、

名古屋、四日市といふような地点は、それぞ

れ事情を異にして地盤沈下の現象が起つておるのだといふこと

と同時に、それによる被害が非常に喫緊の対策を必要とするものだ、こ

ういふ建前に立つて、現在それに対する対策を立てられようとい

はして、この審議会の形からい

ますと、提案の理由にありますが、原因の究明については科学技術

庁、それから喫緊の問題だから各省次官、学

界、財界の学識経験者でもつて構成を

する審議会、こ

ういふふうになつてお

るのであります

が、実際の問題はも

う少し系列を明らかにして、それで、

この各省庁分掌事項になつてゐるよう

なものは、すみやかにこれは一つの目

的に一本化をしていつて、そして喫緊

な問題であればそれに対処をする、こ

ういふ行き方を

するのが必要なんでは

ないか、こ

う思ふのであります

が、その点については今度の審議会とそれ

から科学技術

庁との関係、それから政府

自体として地盤沈下の現状把握、それ

からその対策をどう立てておるか

といふようなこと、この点を御説明願

ひたいと思ひ

ます。

○政府委員(浅村慶君) この地盤沈下

の問題は、御承知のように最近特に大

きくなつて参つたのであります

が、ただいまお話し

のありました新潟の地盤

沈下ももちろんでござ

いますけれども、

国全体として見ますと東京、大

阪、

名古屋、あるいはまた四日市とい

つたように相当広範な地域にこの地盤沈

下という問題が発生いたしておるわけ

であります。従いま

して現在まではそ

れぞれその地帯における地盤沈下の原

因は何であるかとい

うことを検討いた

しまして、それに従

ひまして参つてお

るわけでございます

が、最初にお話し

が、その他

の地域におきま

しては、ほ

ほこの実態も

つかまれてお

るのであります

が、これに

対する対策もま

ず予算の制約は

ござい

ますけれども、

順調に進んでお

ると考

えてお

ります。新

潟の問題は御承知の

ようにいろいろとまだ検討もされていくわけでございますが、私どももいたしましては、ただいまお話がございまして、科学技術庁における、さらに詳しく申しますればその中の地盤沈下の調査のための特別委員会の結論が早く出ることを期待しているわけでありまして、この地盤沈下対策審議会というものをここに企画庁に設けたいというのは、何さまこの問題が各省に關係がございまして、これをどこか一本でやるということに持つてくるまでには、なかなかまだ検討も必要でございます。原因の究明につきましても、まだまだ問題もございまして、またその対策につきましても、あるいは立法が要るのじゃないか、特別立法が必要であるとかないとかいろいろ言われておりますが、いろいろな面にわたりますして今後の検討に待つものが多いいのであります。従いまして企画庁にこの審議会を設置いたしまして、そして企画庁長官あるいは關係各大臣の諮問に依つていろいろと答申をしてもよろしいという形で、いろいろな問題について広く学識経験者、あるいは關係各省の意見を徴しまして、そうして碎いて申すならば、まあ私どもが幹事役のような形でだんだんとこの問題を掘り下げていき、また一つの形にまとめ上げていきたい、こういう考え方でよろしいわけでございます。

○横川正市君 実はここに審議会の設置の法律案を出されて、そうしてその新潟等は新聞でもちよつと地盤沈下の状況なんかについてこれは知ることが出来ますが、その他の地区は、これはほとんど報道もそう回数が多いところではないわけですから、私たち自体も

あまりこの地盤沈下についてどういう現象が起つて、その結果被害がどの程度で、しかもそれに対してどう対策を立てられているのか、その対策が地元民その他からどう要望されているのか、こういった点を把握することは、ちよつとこの場じゃ困難なわけですね。ですから私の方ではおそろしくいろいろふりな設置法を出すからには、相当喫緊な事態というものが出ておつて、しかも原因もある程度わかり、それに対する対策が必要なので、総合的に政府機関の中にこれらの対策をする機関を設けて、それぞれの地域に対する要望にも答えていこう、こういう考え方があつてこういう審議会が作られてくるのだらうと実は思つていられるわけですよ。ところが、この予算の内容、定員の内容、それから審議会の審議の内容、これは諮問されるのでありますから諮問に依つて会議が開かれるのであります。ところが、まあいざにして、どうもあまり喫緊の要務に役立たないような構想のように思えるわけですね。特にこれは回数なんかからいいますと一年のうちに六回、幹事会は一カ月に一回開くのですが、こういう審議会制度で、少くともこの重要問題が精力的に審議されて、果して成果を上げることが出来るのかどうか、これは私は少くともその關係省の中に専門部門が設けられて、そこが常時対策に當つて、そして解決のために審議もする、その間に専門家なら専門家に実地調査もしてもらつて、結論が出ればすぐ対策を立てていく、こういうことを実は現場では望んでいるのじゃないかと思ふのです。今説明されたように、各省に所掌が分散されておる、

原因もまだはつきりしておらない、対策も従つて立てるとしても、なかなかうまくいかにいかない。だから総合的に審議会を作つて諮問に答えるような審議会の中でいろいろ検討してみたいのだ。こういうことだと、喫緊の要務として要望されておる問題と、少しずれておるのではないかと思ふのです。今度の内閣委員会に出ておられます審議会の大体の内容を見ますと、一年に六回ぐらいいしか会議が開かれておらない、そして二年の時限立法になつておるのです。どの審議会を見ても、年六回、二年の時限立法というものをみると、これはどうも問題を解決するよりか、問題がどうもあまり多過ぎるので、どういふふうに解決していかかわからないが、まあ審議会ぐらいつつておいたら何とか口実がつくのではないかといい格好に見えて仕方がない。仕方がないのですが、私たちのしろつととしてのこれを見たときの疑問に對して、あなたたちは専門家のなかであります、この審議会を作つて、実際にどういふふうに地盤沈下の、現地の人たちの強い要望にこたえて即効的にこれに對処しようとしておるか。その点を一つ少し具体的に明らかにしたい。これは、これはもうどの審議会のやつを見ても、審議の内容自体が私どもはわからない。うちに、結論を出して審議会を作つてしまふとこういうことになつてしまふ。ここに、きょうちよつと私は衆議院の状態を見ますと、私の方も少し疎漏だったと思うのですが、衆議院ではこの法律案は満場一致で可決しながら、実は他の委員に聞きますと、これにはもう反対で、もつと別な方法を立

ててくれという非常に強い要望が来ておる状態です。これはやはり審議それ自体が疎漏であつたのではないかという気がするわけですね。ですから、もう少しわれわれは皆さんの要望に従つて対策を立てるための法律案を作ることは、力を惜しまないわけですか。作られたものが眠つてしまふようなものでしたら、實際上審議しても効果が上らないわけですから、その点一つ具体的に説明していただきたい。

○政府委員(渡村廉君) ただいまお話がございまして、問題が相当に差し迫つておるものに対しては、何かもう具体的に措置すべきであつて、審議会を設けて何をやるのかというお話しであつたようでございますが、私も思つていないのであります。地盤沈下の問題は、最近特に一つのまとまつた問題として、大きく論議されるようになって参つた問題でありまして、もちろんこれに對しましては、先ほども申し上げましたように、運輸省なり建設省なり、あるいはまた關係の各省におかれまして、種々その要請の範囲内において対策を講じておられるのであります。地盤沈下という一つのまとまつた事態に對する措置として、総合的にこれに検討を加えることにしたというところは、これはきわめて最近のことでありまして、それほどの問題は大きく取り上げられて参つたのであります。特に海岸の鉱工業地帯にこういう問題が、こういう現象が非常に起つてきておりますので、これに對して総合的に検討を加えるというこの必要性が非常に大きく浮び上つて参つたのであります。もちろん、新潟におきま

する地盤沈下の問題、しばしば国会でお話が出ておりますが、地盤沈下、新潟の地盤沈下問題、これなども最もその対策を急がれておる問題でありまして、これなども大きな一つの対策を要する問題として、この地盤沈下対策審議会において審議をしていただかなければならぬというふうに考えておりますが、審議の内容といたしましては、まあ大体その原因といふものは、新潟県以外に把握はされたと言つておりますけれども、なかなか突きつめましていろいろの説もございまして、今後各地にこのような事態が起つてくる場合に、その原因究明についてどうしたらいいのか、どういふふうな考え方であるのか、きわめて地方々々特色のある問題であるのか、あるいは日本全体として何か共通した現象があるのかどうかといふような点、あるいはまたこれに對する対策といたしまして、単に地方的な問題として処理するべきであるか、あるいはもう少し大きく国の施策として何か共通的なものを打ち出すべきであるか、あるいはまたたさらにちよつと具体的にいたしますが、現在におきましては土木工事を主としてやつておりますが、それに対してとても一方所に工事がまとまるまで地元が負担し切れないという苦情も出ております。従つて国の負担率を上げてくれといふような問題も出ておる点でございますが、そういう点は簡単に、また財政の面から割り切れない問題もございまして、そういう問題を今後どういふふうにかこの問題とからみ合せで考えていふたらいのかと申し上げれば、いろいろと切りがないほど問題

話し、そういう考え方もあるかと思いますが、私どもといたしましては、何度も申し上げますように、この地盤沈下の問題は、相当地に最近重要な問題になって参つております。特にまた、地盤沈下対策として浮び上つてくるほど重要になってきているわけでありまして、建設省においては、今までのところは河川の堤防のかさ上げ工事を行い、あるいは運輸省においては防波堤のかさ上げ工事、海岸の堤防のかさ上げ工事をやっていきたい、あるいはま

話し、そういう考え方もあるかと思いますが、私どももいたしましては、何度でも申し上げますように、この地盤沈下の問題は、相当地に最近重要な問題になつて参つております。特にまた、地

た、その他の関係の省でそれぞれ必要

に應じておやりになつてゐるわけであ

りますが、非常に行政といたしまして、

各皆とも非常にこの問題についてはそ

れぞれ関心が深いわけであります。し

かもその対象の地域が、**鉱工業地帯**と

いったようなところが多く、これに對

してはまあ通産省などにおきまして

も、また別な方面から非常に関心が深

いわけでございまして、これをどこか一つの省で取り上げて、対策を推進す

るというわけには、これは絶対に現在

の建前では参らないだろうと思いま

す。そこで私どもといたしましては、

なまぬるいという御意見がございます

かもしれませんが、審議会を設置さし

ていただきます。その協議によりま

して、しばしば問題を提起し、上野でそれを掘り下ろすとして、そうしてまとめる

上げて参りたいという考え方でありま

す。私も今まで現在そのようなこ

とで各省間の総合調整をはかつて参つ

ている例がございますけれども、やは

りこのようなやり方でやると、非常に

まあ話し合いもよく行われます。するし

村の邊境においてゐたといふ。

うなことが、あまりないようになっているのであります。まあいろいろな実例から、実際やっている点から考えましても、このような審議会によってやらしていただくことが、一番当面といったしましてはいいのじゃないかというふうに私は考えております。

○理事(千葉信君) 次に、郵政省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の質疑に入ります。御出席の方は、廣瀬郵政省政務次官、上原文書課長でございます。

○八木幸吉君 郵政御當局に、先般改
名に関連いたしました資料を要求いた
しました。ちょうどいたしたのであ
ります。その資料について若干お尋ね
をいたしたいと思います。資料の三枚
目をあげていただきたいのでありま
す。三枚目に「封皮および郵便在庫数調
（本省分）」とあります。その中に常用
郵便紙と、回譲用紙、これは省名が印刷
されているのだが、九つの種類があつ
て、一カ月の常備定数は両方で四万六
千枚でありますから、一年にいたしま
すとざつと五十五、六万枚になるわけ
であります。それがもし省名がかわり
ますと、これはゴム印が要らんような
ことが最初のところに書いてあります
けれども、インキで直すか、ゴム印で直
すか、どちらかで直さなければよくな
いのじゃないかと、こういうように考
えます。その次に「地方郵便局および郵
便局用式紙在庫数等調」の中には、
郵便貯金関係のもの、振替用紙、いろん
なものがあるわけでありますが、こ
の中には、年金の返還金受領証とか、
年金貸付証書、掛金領収帳、保険金の受

はならぬと思うので、それで大へんお手数であります。これだけの金がかかるということ、数字の裏づけによつて納得できていた方がいいということで、金額に関する資料の追加要求をお願いしたい。まだ質問の段階にいきませんが、そういうわけで私は質問したのです。

○政府委員（廣瀬正雄君） 資料の御要求につきましては拝承いたしました。が、実は前回の御要求に対しまして、御期待に沿うような資料の提出ができませんでした。かつたことは、まことに申しわけないと思いますが、一応、文書課長が参つておりますので、事務的に御説明させていただきますと思います。

○政府委員（上原一郎君） 八木先生の御質問の要旨は、こういうふうにいろいろ在庫数が出ているけれども、こののうに省名改正を必要とするのがずいぶんあるけれども、それについてどうも答えがないということだろうと思いますが、その点につきましては、一番最初に書いてございます通り、伝票、便せき等につき、改名等に伴なってゴム印等を使用して訂正することは、従来からも行なっていないし、今回も行いません。それは一体どういうわけなんだと申しますならば、省令、告示等で従前作成された証書用紙は、今後也可以使用できるということを規定しまして処理いたしておるからでございます。実はその省名を改正したらそういうようなものを一々ゴム印で訂正し、直すなり、新しいものを作るといのが本来ではなないかというのは、一応ごもつともでございますけれども、今までそういうようにやっております。というのは、新しく作るといふことになりましたと、先

ほご御指摘の通り、かなり在庫がございまして、それだけむじやないかというふうなことになりますが、会計検査院から指摘されるということがございます。こういうことでございまして、今度は一々ゴム印を押して参るのかというところになって参りますと、これは今まで規定上は押さなくてもいいというところになっておりましたけれども、実際問題として、対公衆に影響のあるものは押す、がしかしながら、それは郵政省で現在使っておりますゴム印はいろいろなものに使われますので、そのために、特別ということにならずに、今までの経費でやつていけるというところで、とりあえずその点はあげておきます。一番の問題点は、そういうことであらうと存じます。それからあとは三枚目とおっしゃいました。別紙1は、これは封皮及び野紙の在庫は二カ月分づつとっておりますので、二カ月たちますと使いますから、だから省名改正をいたしますと、その次からは通情省という名前を印刷していくということを建前にしております。別紙2-1は、「地方郵政局および郵便局用式紙在庫数等調」これは全部当って参りますと、これも最初に書いてございます通り、2のところでございますけれども、伝票は、伝票といふのをわれわれの言葉で式紙というふうに解釈して、一応そういう前提をおかしましていただきましたが、各種式紙類の在庫数のみで六百七十八品目にわたつており、本省及び地方機関において保管し、供用している、そのすべてに於いて在庫数を調べるには相当の日数を要するので」という点が御指摘を受

けましたが、この点は先生がおつしやつたように、聞いてみればわかるのではないかと、聞いてみればわかりますが、さしあたり省名改正に必要でないということで調べておりません。そこで本省でわかり得るところのものを調べたのをごさいます、ここに書いてございまず通り、省名または大臣名に関係あるものについて見ると六百七十八品目のうち六十三品目で、在庫がございます。がしかし、大体これは三十四年度の初頭、五月ごろまでには使い切つてしまふという計算が出ております。

○八木幸吉君　今の御説明で私は納得がいけない点がありますから、もう一遍伺いますが、ゴム印で今まで使つておつたやつで使えるやつがある。だから経費が要らんとするふうなことを、ちよつと今お話があつたのですが、今まで郵政省として使つておつたやつが使えるなら、そんなものはやはり郵

政省で逓信省にならんと思ひののです
が、その点が一つ。おそらくゴム印の
合が使えて、ゴムだけ削つてという、
そういうこまかい、こまかくもありま
せんが、言葉じりをつかまえるよう
すけれども、そういう意味じゃないか
と私は思ひののです。それからもう一つ
は、これも言葉じりのようですすけれ
ども、別紙一の、これは二カ月分とい
うことをおつじやいましたけれども、
それに書いてありますのは、一月分常備
定数と書いてある。それをただ申し上
げたわけで、もしそうならば一カ月分
常備定数というのが間違つておるの
か、あるいは二カ月分しよつちゅう
いてあつて、使うのは一カ月分使
うのだといふことで、書き方がちよつと誤
解を招くおそれがあるという点が一

つ。それからもう一つは、三十三年の十二月末在庫数は大部分三十四年で使つてしまふことになる。これは原則としておそろくそうでありましょう。しかし、私がなぜこの問題に再び触れたかと申しますと、前に私が決算委員会におりましたときに、郵政省がたくさん買い過ぎて、こんなに買った、こんなばかなことはない、一体幾ら買ったのかというのを聞いたら、返事にならなかつた。それから、五、六年前にあつたわけです。これは私は何

と申しますか、大へん批評するようですけれども、郵政省のこういつたような物品の管理は、必ずしも非常にやかなましくない、民間よりはルーズである、こう実は考えますので、一応在庫表を私に見せて下さい。こういう意味での、失礼な申し上げ方でありますけれども、そういう意味でちよつと伺つておるわけであります。

それからもう一つは、これは省名で正とは直接關係がなくても、獨立採算制の郵政省としては、すみずみまでのやはり在庫というものは、これは数字が出るのですから、これがちよつと当分わかりませんということでは、答弁にならんです。やはりこれは少くとも民間なら一カ月、きよりの利益計算が幾らということがわかるくらいやかましく言われますけれども、官庁ですから、そこは年に一回とか、二回とかという、あり得る姿というものは、これは当然わからなければ決算ができませんわけです。でありますから、私は特に二月末現在といったような、そういう窮屈なことを言わずに、三十三年末、できれば三十四年末と、この二つくらいはわかつておと思う。三日

来、年度末ということはおわかりになつておるだろうから。

それから、抽出して名前を変えらるものは一体どのくらいあるのだ、金ほどのくらいかかるのだという、こういうことはこまかいことですから、そういう、まあ官庁としては大へんかもしれないけれども、質問としてはそう無理なことを申しておるというふうには思わないので、そこを適当に一つお調べを願えんだらうか、こういうわけであります。

○政府委員(上原一郎君) 八木先生の御指摘四つばかりあったと思います。が、最初のゴム印の点については、ちよつと私の言葉が至りませんでしたけれども、ゴム印というのは現在のは郵政省でございます。ところが、省名改正になりますと、ゴム印を使うほかのケースがございますから、それで郵便省というものを作る。それを押すか

ら特別の経費に算入しなかった。こ
いう意味でございます。ですから、ゴ
ム印を削って、ゴムの台があるのじゃ
ないかということも多少違います。
それから第二番目の点は、別紙のこ
とでございますけれども、これは先生
御指摘の通りでございます。

評それから第三番目の在庫盤の問題、あるいは官庁だから多少はおくれるかも知れないけれども、普通の民間ならさうらばそういつたものは早くできるのと同じやないかということ、お示しの通りでございます。従つて、本省の調達品はできておりますが、ほかの郵政商品で調達品といったような、これはできませんが、しかし、郵便局に現在ありますほとんどに使う封筒とかいつたものはちよつと捕捉困難でございます。

○政府委員(廣瀬正雄君)　ゴム印のこととがちよつとおわかりにくかつたと思ひますけれども、私の解釈では、ゴム印というのは一種の消耗品でございます。してすり減つてかえなくちゃならぬとして、それで、特別に郵政省を通じて、いろいろな経費が必要でないで、郵政省がつかへる経費が必要でないで、ゴム印というものは適ずつと続いても、ゴム印というのは適當な期間使えばかえなくちゃならぬから、そういう意味のことでございします。特別の、消耗品でございますから。

○八木幸吉君　それから証書類ですね。かりにゴム印を押しても、法律的に有効かどうか。一体こういうことは、法律なら知りませんけれども、省令ぐらいで、困難なケースが起つて対応ができるかどうか。そこに私問題があると思うのですが、保険だとか、年金だとか、貯金だとか、一字違つてもやかましい、なかなか金をくれない郵

便所が、そういう省令くらいでいいのかどうか問題じゃないかと思うのですが、争いが起つた場合、起らなければ問題がありませんけれども……。

○政府委員（上原一郎君） お答えいたします。郵政省設置法の一部改正で、法律にある通信省あるいは通信大臣と

いったものはこれは改めておりまして、それから救済規定として読みかえて、それから省令でやることはできる。この省令は、省令でやることはできる。かというところでございますけれども、証書類は、ほとんど省令で規定しております。この省令で一般的に読みかえるというところで、法律的には可能であるし、今までそういうふうになつてきております。

○八木幸吉君　たとえば、簡易保険や

いろいろの通帳に郵政省と書いてあるかどうか、私ちよつと不幸にして知りませんけれども、かりに書いてあれば、その法律一本で、それが全部読みかえになりますか。

○政府委員(上原一郎君) その法律に基いたところのと政令、それから省令の読みかえ規定を必要といたします。従つてこの法律が通過いたしますと、すぐ省令で読みかえる、あるいは改めるといふ省令を郵政大臣が出すと、こういうことになります。

○八木幸吉君　つまりそうすると、貯金の通帳とか、保険の証書に、郵政省省金とかいふいろいろなやつが書いてあるとしても、郵政省で当然だと、それによつてトラブルは一つも起らない、そういうふうに法律でお説みになればいいがですか。

○政府委員(上原一郎君)　法律的にはけつトラブルは起きないということになつ

ておられます。
○八木幸吉君　そりすると、何十万という、あるいは何百万という証書が方々にある。それらがみな郵政省と書いてあるけれども、通信省と書いた方が気持はいいから、民間では郵政省は何十万、何百万とあるが、本省では通信

省であるという、これは贅言兩論の
 ところになつておりますけれども、実益は
 どこにあるのですか。たとえばここに
 ありますね、今の貯金通帳が六百万今
 国にある。おそらくこの在庫数がもつ
 とあるのじゃないかと思つて申し上げ
 ているのですけれども、全国で幾ら郵
 便通帳がありますか。

○政府委員(上原一郎君) 現在、別紙
 2―2の式紙在庫数等調でございま
 すけれども、貯金通帳の在庫数とい

三
五

二
一

六
君

六
君

三
合

三
合

日本国の統
徴であり日
本国民統合
の象徴で

日本国の象
徴であり日
本国民統合
の象徴で